

岩手県監査委員告示第41号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和4年岩手県監査委員告示第30号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年12月6日

岩手県監査委員 岩 淵 誠  
岩手県監査委員 佐々木 茂 光  
岩手県監査委員 五 味 克 仁  
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 保健福祉部長寿社会課
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和4年5月31日から同年6月30日まで
  - (2) 本監査実施日 令和4年7月22日
- 3 監査結果の公表の日 令和4年9月2日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託事業の執行に当たり、設計変更の積算を誤っているものが、1件197,692円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	委託の変更契約に当たって、税抜額で積算すべきところ税込額としたことによるものであり、次のとおりチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。 ア 内部統制の会計事務自己点検に、当該内容に係る点検項目を追加し、課内で共有するとともに重点的に点検を行う。 イ 委託の当初契約及び変更契約の際には、起案文書に必ず「委託事業チェックシート」を添付し、正担当者だけでなく、課内決裁過程において複数の職員による内容の確認を徹底する。